No.４

令和６年（６月）

第２回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第２１号	損害賠償の額の決定及び和解について	管理課	1
第２２号	損害賠償の額の決定及び和解について	管理課	3
第２３号	損害賠償の額の決定及び和解について	施設マネジメント課	5
第２４号	損害賠償の額の決定及び和解について	環境美化センター	7

報告第２１号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年４月２２日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

２３，６４９円

治療費

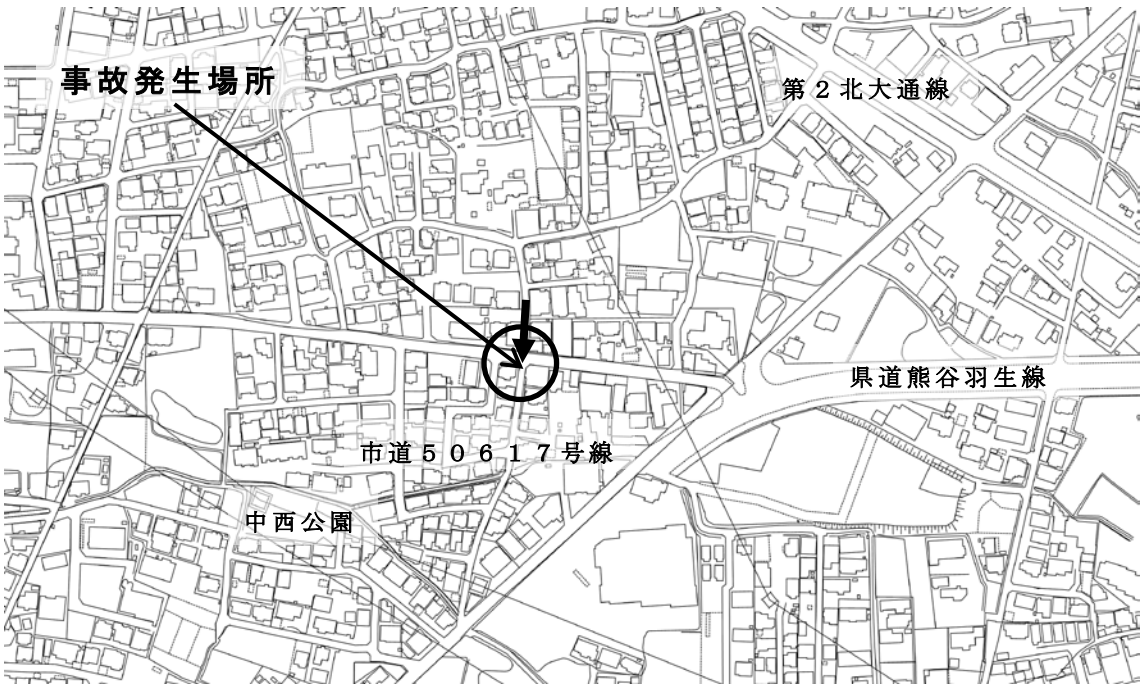
２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和５年１１月２日（木）午後６時２０分頃、相手方が市道５０６１７号線を通行中、中西三丁目２０９４番１２地先において、道路のくぼみにつまずき転倒し、相手方を負傷させた。



報告第２２号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年４月３０日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

３０８，６１６円

自動車修理費

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年２月２７日（火）午前１１時４５分頃、相手方車両が市道妻沼１１１号線を走行中、弥藤吾１０５３番４３地先において、破損していた転落防止柵に前面が接触し、相手方車両を損傷させた。



報告第２３号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年５月１５日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、家屋破損事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

２６４，０００円

家屋修繕費

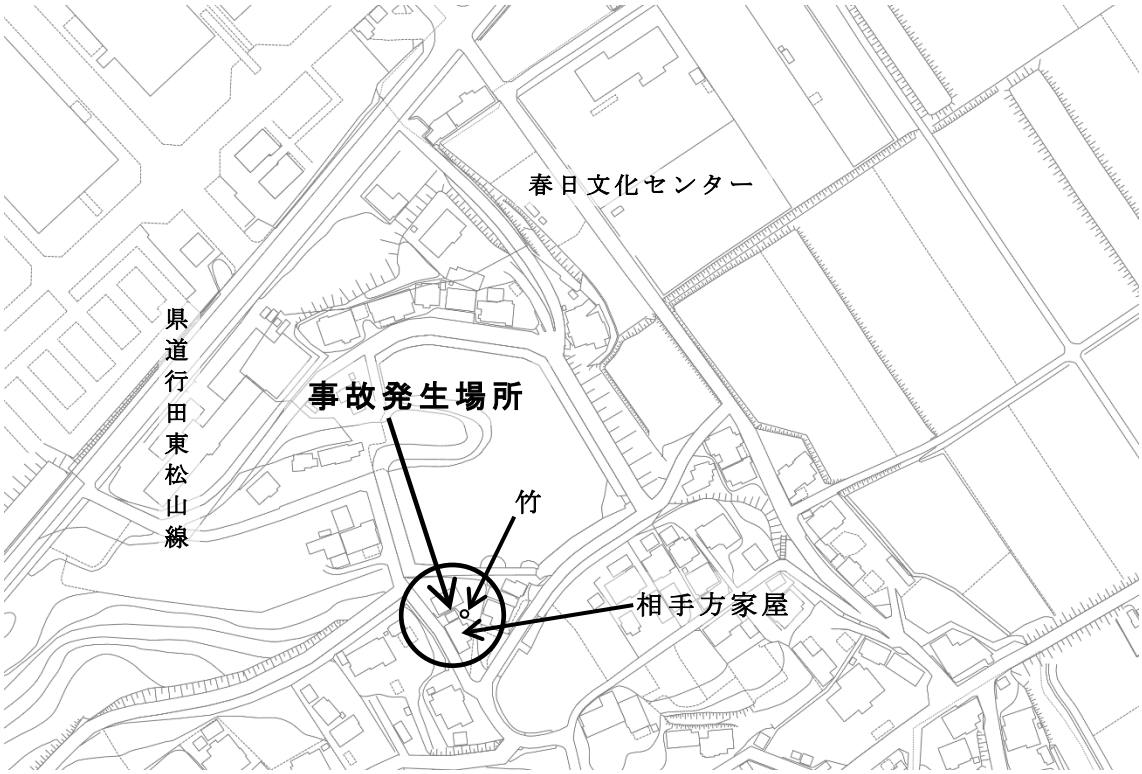
２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年３月１日（金）午後４時頃、小八林６０番３に自生していた竹が強風にあおられ、相手方家屋の屋根及び雨どいを損傷させた。



報告第２４号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年５月２４日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年６月６日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

１１８，１４０円

自動車修理費

２　損害賠償の相手方

熊谷市小曽根１２５５番地

有限会社　前林清掃社

代表取締役　菊　地　　篤

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年３月１１日（月）午後１時５５分頃、環境美化センター職員が塵芥収集車を運転し、肥塚１１０８番４地先を直進していたところ、停車中の相手方車両の右後部に接触し、相手方車両を損傷させた。

